

## 議案第37号資料

鶴ヶ島市国民健康保険税条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者うち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>29万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。）	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者うち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>29万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。）
ア～ウ 略	ア～ウ 略
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者うち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>54万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前2号に該当する者を除く。）	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者うち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>53万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ 略  
2～3 略

ア～ウ 略  
2～3 略